

焼津市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーの利用を促進するため、住宅用太陽光発電システム（住宅の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置をいう。以下同じ。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適しているものであること。
- (2) 低圧配電線と逆潮流のある方式により連系しているものであること。
- (3) ソーラーパネル（太陽電池モジュールをいう。以下同じ。）が、財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの又はそれに準じた性能を持つもののうち市長が認めるものであること。
- (4) ソーラーパネルの合計出力が3キロワット以上であること。
- (5) 電力会社と電力受給契約を締結するものであること。
- (6) 未使用のものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅に補助対象システムを設置する者（補助対象システムが設置された市内の新築住宅を自らが居住するために購入する者を含む。）
- (2) 市税を完納している者

(補助額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象システムの設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助金の額は、9万円とする。ただし、補助対象経費の額を限度とする。
- 3 この要綱による補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの設置に要する費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (2) 設置する補助対象システムの規格、形状、性能等が分かる書類
- (3) 補助対象システムの設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(変更承認申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、交付決定を受けた内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付変更（中止）承認申請書（第2号様式）を（変更の場合にあつては、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付変更承認申請書に当該変更に係る第5条各号に掲げる書類を添えて、）市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更又は中止の承認をしたときは、その旨を交付決定を受けた者に通知する。
(完了報告)

第8条 交付決定を受けた者は、補助対象システムの設置が完了し、及び電力会社と電力受給契約を締結したときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置事業完了報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの設置に要した費用の領収書の写し
- (2) 補助対象システムの設置完了後の写真
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結したことが分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があつたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を交付決定を受けた者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 交付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(協力要請)

第11条 市長は、交付決定を受けた者に対し、発電量等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に設置の着工をする住宅用太陽光発電システムについて適用する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。